

意見書案第1号

武器輸出の拡大をしないことを求める意見書案を提出するに
ついて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和8年3月25日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本繁夫

同 坂本優子

同 山崎 匡

同 大河直幸

同 徳永未来

同 谷上晴彦

宇治市議会議長 木本裕章様

武器輸出の拡大をしないことを求める意見書

政府は来年度に武器輸出のルールである「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定する方針を示し、高市首相は本年度の施政方針演説で「防衛装備移転に関し、三原則におけるいわゆる五類型の見直しに向けた検討を加速させる」と表明した。

自由民主党の安全保障調査会も2月20日に、非戦闘分野の「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5類型の装備品に限って国外への輸出を認めてきた仕組みを撤廃し、殺傷能力のある武器を原則輸出可能とする提言素案をまとめるなど、ミサイルや戦闘機なども含めた殺傷能力のある武器の輸出が解禁される方向にある。

日本は戦争を放棄した憲法に基づき、戦後、平和国家としての道を歩んできた。

武器輸出については、1976年（昭和51年）には「憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、『武器』の輸出を慎むものとする」などの「武器輸出に関する政府統一見解」、「武器輸出三原則」を定め、平和国家として武器輸出については国際紛争を助長することを回避するため原則禁止してきた。

2014年（平成26年）に安倍政権下で武器輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」を決定したが、「5類型」を定め殺傷兵器の輸出を基本的に禁止されている。

殺傷能力のある武器を含む武器輸出が拡大されれば、命よりも軍需産業の利益が優先され、日本の戦後の平和国家の歩みが否定されることになる。日本が「死の商人」国家となることは許されない。

よって、国におかれては、武器輸出の「5類型」撤廃などの殺傷能力のある武器輸出の解禁、武器輸出の拡大を行わないように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

京都府宇治市議会議員 木本裕章

衆議院議長	森英介様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	高市早苗様
総務大臣	林芳正様
外務大臣	茂木敏充様
経済産業大臣	赤澤亮正様
防衛大臣	小泉進次郎様